

令和4年度筑紫野市男女共同参画審議会（第3回） 会議録（要点筆記）

令和4年10月28日（金）18:00～

- | | | |
|---|---------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 審議会等の名称 | 令和4年度 筑紫野市男女共同参画審議会（第3回） |
| 2 | 開催時期 | 令和4年10月28日（金）18時00分～20時00分 |
| 3 | 開催場所 | 筑紫野市役所 第504会議室 |
| 4 | 出席者【委員】 | 原田委員、鬼木委員、 喪 委員、柏熊委員、笠井委員、
瀧本委員、片原委員、高山委員、北岡委員、村尾委員
安永委員（以上11名） |
| | 【事務局】 | 谷、吉田、木村、嘉副、渡邊 |
| | | 福岡ジェンダー研究所 倉富、吉田 |
| | 【傍聴人】 | 0人 |

6 審議会 内容

- (1) はじめに
- (2) 報告事項
 - ①令和3年度実施状況報告についてのご意見等への回答（書面審議分）
 - ②各課ヒアリング結果
- (3) 審議事項
 - ①第1章 プラン策定の背景
 - ②第2章 プランの基本的な考え方
 - ③第3章 施策の内容（基本目標Ⅰ、Ⅱ）
- (4) 事務連絡
- (5) その他

開催行事（要点筆記）

●議題及び審議の内容

- (事務局) (定刻開始) まず、資料の確認をお願いする。事前に配布している令和3年度実施状況報告についていただいた意見等への回答をまとめたもの、各課のヒアリング結果、第3次ちくしの男女共同参画プラン（後期）第1章、第2章、第3章基本目標Ⅱまで、本日配布のレジュメ、チラシ、事業内容の訂正を記したA5の紙である。では、審議をお願いする。本日の終了は8時を予定している。
- (会長) 前回は7月の開催だった。少し間が空いているが、時間の許す限り審議をいただき、忌憚のないご意見をお願いする。報告事項を事務局よりお願いする。
- (事務局) ①令和3年度実施状況報告について、皆様から貴重な意見をいただき、各課に確認を取り、まとめたものを書面審議ということで提出している。これについて質問等があれば、提出いただきたい。
- (会長) ①について、何か意見、質問はあるか。関連の事業の時にでもいいかと思う。ないようであれば、②をお願いする。

- (事務局) ②各課ヒアリング結果の報告について、前回の審議会で後期プランの体系(案)について了承を頂いた。この新たな体系(案)を各課に提示し、現状と今後の見通しなどについて8月にヒアリングを行った。変更内容は赤字で記載している。このヒアリング結果をもとに、事業名、事業内容、担当課をどこにするのかを検討し、この後の第3章施策の内容につながるものとなっている。必要に応じて参考にしてもらえればと思っている。
- (会長) 第3章の審議の時に詳細を見ていきたい。これについて何かあるか。これは参考にということで、報告はこれで終わりとなる。では審議に入る。第1章の説明をお願いします。
- (事務局) 第1章プラン策定の背景 1 男女共同参画に関する世界、国、県の取組(1)世界の取組について、前回、平成30年以降に起こった世界の動きを加えている。SDGs、コロナなどを追加している。(2)国・県の取組について、国は第5次男女共同参画基本計画策定、女性活躍推進法の一部改正、ジェンダーギャップ指数、県は第5次福岡県男女共同参画計画、第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の策定、福岡県性暴力根絶条例の制定を追加している。
- 2 男女共同参画に関する筑紫野市の取組については、平成30年以降の取組、課名変更、所属部の移行、センターの名称変更、調査の実施、プラン策定などを追加している。
- (会長) このまま説明を続けていいか(了承)。
- (事務局) 3 男女共同参画に関する筑紫野市の現状と課題について、(1)人口等の状況は現行プランではなかった①②③のグラフを添えて、人口等の状況を示している。①は筑紫野市の総人口は今後も増えると予測されているが、少子高齢化が進行していることがわかる。②のグラフの表題を「家族類型別一般世帯数の推移」を「家族類型別一般世帯数割合の推移」、単位：人を単位：%へ訂正をお願いします。夫婦と子どもからなる世帯はこの15年で減り、単独世帯が増えてきている。③の県と筑紫野市の女性の労働力率のグラフは内容を検討したい。もう少し違うグラフを提示できるかと考えているので、次回提示し、審議をお願いしたい。(2)意識調査からみえる現状と課題は市民意識調査結果から10項目、職員意識調査から2項目をまとめている。
- 4 第3次ちくしの男女共同参画プラン(後期)策定の意義は、①アンコンシャスバイアスの解消、②国や県の法整備や計画の策定による新たな取組の始まり、③コロナ禍の影響による今後の施策内容や実施方法などの工夫や変更の必要性などを意義として挙げている。以上について審議をお願いします。
- (会長) 第1章の説明について、何か意見はあるか。
- (委員) P3の平成28年の段落について、「家庭生活において家族の一員として」という表現があるが、②のグラフからも単独世帯が増えてきている。ライフスタイルの尊重ということで、「家庭生活」「家族の一員」という言葉を残してもいい箇所、削除してもいい箇所があるのではないだろうか。
- (事務局) もう一度確認しておく。
- (会長) ③のグラフについては、今日は審議しないということであるが、考え方を確認したい。

- (事務局) 労働力率は女性のすべてが入っている。自営業者、雇用者、経営者すべてが入っている。8割から9割近くは雇用者であり、雇用者の結婚、出産を経ての労働力を見た方がいいと考えている。このグラフでは内訳がわからないため、円グラフで示そうかと考えている。男女の違いもあるので、こういった形がいいか現在検討中である。前回、委員の方からも内訳が必要と意見をいただいた。
- (会長) 労働力率がなぜ問題になるかという観点が必要である。何を言うかという観点が必要と思うので、次回お願いする。他になければ、第2章の説明をお願いする。
- (事務局) 第2章 プランの基本的な考え方 1 プランの基本理念について、P15は現行計画から変更はない。P16 基本目標Ⅱの下から6行目「AV出演強要問題」は、今年の6月から「AV出演被害防止・救済法」が施行され、以降「AV出演被害問題」という言葉に変わっているため、「AV出演強要問題」を「AV出演被害問題」、「」を取る訂正、下から3行目「教育現場での性教育」を、教育現場だけでなく、若年層から大人までをまとめた「年代に応じた性教育」という表現へ訂正をお願いする。P18の4 プランの性格の(3)SDGsの包括的なゴールとの関連に配慮した計画を追加した。P19、20は現行計画から変更はない。P21の7 基本目標と施策の体系は基本施策を統合したものもあり、変更したものを載せている。P22は参考：SDGsと第3次ちくしの男女共同参画プラン後期計画との関連を入れている。筑紫野市の総合計画との関連もあり、SDGsを追加している。また、事前に送ったものはSDGsの図柄に一部間違いがあるので、本日配布しているものへ差し替えをお願いする。各基本目標にどのようなゴールが入るか示している。
- (会長) 第2章について、何かあるか。筑紫野市の第6次総合計画を見られたことがあるか。あまり目にする機会はなく、私もネットで見た。機会があれば見てほしい。
- (委員) 「年代に応じた性教育」に変えた理由は何か。
- (事務局) 前回の審議会では「年齢に応じた性教育の充実」としていた。年齢で区切ることが現実的でなく、発達もころ、身体とさまざまであることから、ある程度の年代でみるということになった。子どもだけでなく成人まで含めている。
- (会長) 今後の各施策をみていくときに年代がいいのか見ていきたい。今回は学校教育だけでない、成人しても、高齢者になっても関係してくるのだというニュアンスが入ってきている。SDGsが審議会の中でもどれだけ議論されたことがあるか、あまり記憶はないが、市の第6次総合計画との整合性を取ることで今回、記載されていると私は理解しているが、委員の皆さんはそれでよろしいか。国連と国、国と自治体、事業所と関連があることがなかなか周知されていないようである。なかなか市民生活に浸透していない。ここに記載されれば当然、男女共同参画との兼ね合いが問題となってくるが、事務局から何かフォローがあったらお願いする。
- (事務局) SDGsは他の市町村の計画でも入れざるを得ないというのがここ数年の状況となっているが、会長が言われているように入れればいいというわけではない。市の第6次総合計画にも入っているということで、そこの関連が一つある。もう一つはSDGsのジェンダー平等だけが注目されがちであるが、その前の段階のミレニアム開発目標では、すべての政策にジェンダーが関係しており、取り残さない開発となれば、女性と女兒のエンパワーメントがベースにあるということが書いてある。その

考え方はこの計画にも反映させてもいいかと思う。男女の計画の施策は多岐にわたっているの、なかなか理解してもらえないところもあるが、それが国際的な流れの中の一つにあるという意味では、SDGs と関連して理解してもらえるのではないかと思う。

(会長) ありがとうございます。では、第2章について他にないか。なければ第3章の説明をお願いします。

(事務局) 第3章について、前回の審議会で体系(案)を示し、了承をもらった。その後各課ヒアリングを行い、その結果を反映して事業(案)を作成した。赤字が今回変更した箇所である。基本目標Ⅰ基本方向1基本施策(1)について、事業No.1(a)内容、テーマの工夫を加え、子育て支援課を担当課に追加した。事業No.5は現行プランのNo.22とNo.23をまとめたものある。基本施策(2)について、事業No.6(b)SNSの追加、またセンターの名称変更を入れている。事業No.9は新規事業で、調査結果をもとに啓発することを新たに加えた。事業No.10は学校教育が今まで行っていたものを明確にしたものである。

(会長) 基本目標Ⅰ基本方向1について何かあるか。

(委員) 赤字の部分はこれまでに議論があつて修正したものであるか。

(事務局) 今回、提案するものである。

(委員) P23の上から4行目の「開催時間の工夫」とあるが、時間だと限定されるので、「開催方法の工夫」はどうか。Webでの開催もありうる。

(事務局) 確かにコロナ以後、開催方法については工夫を行ってきた。

(委員) オンデマンドだと時間を気にせずに視聴できる。

(会長) 「開催方法の工夫」でいいか。(了承)

(会長) 基本目標Ⅰ基本方向2をお願いします。

(事務局) 基本目標Ⅰ基本方向2基本施策(1)の教育現場に保育現場を加えている。事業No.13は現行計画のNo.11と12をまとめた。事業No.14は現行計画のNo.13から16をまとめた。No.15 性的少数者の児童・生徒への配慮について、「性的少数者」の表現について審議をお願いします。前回の審議会でこの表現でいいのかと指摘してもらった。事務局で検討した結果をA4の紙にまとめているが、国では性的少数者という言葉は使用されていない。県や県内の市ではパートナーシップ宣誓制度の中には性的少数者が使われている。福岡県人権・同和教育研究大会では「性の多様性」「多様な性」「性的指向・性自認」という言葉が使われている。明確なルールはなく、それぞれの場面や状況に応じて各省庁、自治体の判断で用語を選択している。筑紫野市のこのプランで重視することを課内で検討した結果、人権尊重の視点と国の男女共同参画計画との整合性をあわせていきたいということになった。No.15と次回検討する事業のNo.49にも関連するものであわせて協議した結果、No.15は「性的少数者」を「性的指向・性自認」か「性の多様性」、No.49は「性の多様性」を提案するが、皆さんにご審議していただきたい。

(会長) 事業No.15と49について何かあるか。

(委員) 「性の多様性」がいいのではないか。「性的指向・性自認」だと事業No.49で検討が必要となるかと思う。

- (委員) 「児童・生徒の」となると「性的指向・性自認」の方がいい。「性の多様性」は「学校現場において」でじっくりくるように思う。「性的指向・性自認」は一人ひとりあるものにとらえられる。
- (会長) 男女共同参画基本法は男女の性による役割を解消していこうということが発端だった。その後、性も様々あるという観点で男女共同参画は進んでいかないといけないということになっていった。
- (委員) いろいろな性があり、どのような性でもいいのだということになったのに、少数者となると抵抗があった。少数が特別ではない。いろいろな性の表現ができるようになったからこそ、差別的な表現でない方がいいと思った。「性的指向・性自認」「性の多様性」のどちらがいいのか、5年度、10年後にまた変わるかもしれない。
- (委員) 先ほどの事務局からの説明を聞いて、「性の多様性」の中に「性的指向・性自認」があると私は理解したので、事業No.15を「性の多様性への配慮」とし、事業内容で「学校現場において児童・生徒の性の多様性（性的指向・性自認）への配慮を…」とカッコ書きで表現してはどうか。「性的指向・性自認」については言葉の説明、解説を入れるということではどうか。
- (委員) 「性の多様性」という言葉の意味は、どういうことであろうか。言いたいことはわかるが。
- (委員) 「性の多様性」は社会的用語だと思う。生物学的な性に限らず、社会的な性、社会の中での自分が感じられる性、性的指向も含めた性など、日本語として一番まとまった言葉だと思う。
- (委員) 言葉は知っているが、ちゃんと説明できるようにしなければならない。
- (会長) 大半の意見は「性的少数者」はやめるが、個人個人の人権を尊重する観点からどういう表現がいいのか。事務局からと委員からも提案が上がった。多様性という言葉に大義名分があるのか探してもらいたい。今日は結論を出さずに、宿題としたい。(了承)
- (委員) 事業No.49の事業の内容で「行政サービスを提供します」とあるが、具体的な内容が必要ではないか。
- (事務局) 福岡県が始めたパートナーシップ制度に関するもので、筑紫野市でも行政サービスを提供するものがいくつかある。今後、増えていくかもしれないし、別の形のサービスを提供していく可能性もあるため、あえて具体的には書いていない。
- (会長) 行政サービスをくくると、情報提供なのか、助成なのか、制度をつくるのか、啓発をするのか、行政手段というものがある。行政サービスの中のどういった手段なのかということとは出てこないか。
- (事務局) 福岡県が、先ほどから議論になっている性的少数者が社会的な生活の中で不利益にならないということで、アパートの賃貸契約、入院の手続きなど夫婦とみなしてサービスが受けられるようにしている。筑紫野市もこれに賛同し、このように書いている。どういったサービスなのか聞かれば、答えられるようにしている。
- (会長) 県は啓発もするし、一つ一つの制度の中に組み込むということをとしていると思う。筑紫野市はどの部分をするのか、啓発なのか、制度の拡充なのか少しでも付け足してもらおうとわかりやすいと思う。慎重にくり取りてもらいたい。時間も少なくなってきた。基本目標Ⅱをお願いする。

- (事務局) 基本目標Ⅱ基本方向3について、事業No.19 はデートDVを追加した。事業No.22 はDVに関する庁内連携として現行計画のNo.27 とNo.28 をまとめた。事業No.23 はDVに関する庁外の連携で現行計画のNo.29 とNo.30 をまとめた。
- 基本目標Ⅱ基本方向4について、事業No.26 は県の性暴力根絶条例をもとに変更した。事業No.27 は事業内容が検討途中であったので、本日配布しているA5サイズの紙に書いてあるものに差し替えをお願いします。
- 基本目標Ⅱ基本方向5について、事業No.29 の事業名と事業内容にある「ライフステージに応じた…」を「年代に応じた…」へ訂正してほしい。事業No.32 の(b)は現行計画にある健康教室を削除している。健康教室の託児は別に記載があるので、ここでは削除している。事業No.33 は具体的に詳しく書いた。
- (会長) 一気に行ったが、何かあるか。
- (委員) 事業No.33 の事業内容に「心身」とあるが、心の病と身体の病もという意味でよいか。(そうである)最近では心の悩みが多いようだが、相談体制はあるのか。たらいまわしになった人の話を聞いた。
- (事務局) これまでも力を入れてこられている。保健師が常駐しており、ひどい場合は病院となるが、その前のケアとなる。
- (会長) 橋渡しを丁寧をお願いしたいと思う。駆け足となったが、審議はこれで終わる。事務局からお願いします。
- (事務局) 事務連絡で次回は12月2日(金)506会議室で18:00からとなる。その他として、本日お配りしているチラシについて、案内させてもらう。
- また、高齢者支援課とのヒアリングの中で、「ご近所の気かけ合い」や「フレイル予防」についてのチラシを作成したという話があり、案内させてもらう。コロナで講座が開催できない中で何かできないかと行政の他、いろいろな関係団体で会議・検討を重ね作成されたもの。「見守り」を「気かけあい」という表現にするなど工夫して作成されている。皆さんにお知らせしたいと思い本日お配りしている。
- (会長) 地域でともに支えるというのは大変身につまされ、参考になる。では副会長に挨拶をお願いします。
- (副会長) 本棚にしまい込まない、使いやすいようなプランになるようにと思う。本日はお疲れ様でした。

(以上)